

菰野町農業委員会委員募集要項

1. 目的

農業委員会等に関する法律(以下、「法」という。)に基づき、菰野町農業委員会委員を募集する。

2. 業務内容

- ・農地の権利移動等の許可及び農地転用許可の意見決定等のための現地確認や農業委員会の会議への出席
- ・農地利用最適化活動(担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進)
- ・その他研修会等への出席 など

3. 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

4. 身分及び報酬

菰野町の特別職の非常勤職員として、菰野町各委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年菰野町条例第30号)に基づき支給

5. 募集人数

19人以内

※法第8条第6項に基づく、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者1人を含む。

※農業委員に推薦又は応募された方は、農地利用最適化推進委員にも推薦又は応募することができますが、両委員を兼ねることは出来ません。

6. 推薦を受ける者又は応募できる者の資格

町内に住所があり、居住している者で農業に関する識見があり、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。ただし次の条件に該当する者は除く。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・地方自治法に定めるもののほか、農業委員と兼職を禁止されている職の者
- ・菰野町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団もしくは暴力団員またはこれらと密接な関係を有する者
- ・菰野町の一般職の職員

7. 推薦申込書及び応募申込書

農業者等(推薦者が個人)が推薦する場合	様式第1号
法人又は団体が推薦する場合	様式第2号
本人が応募する場合	様式第3号

- ・推薦者は町内在住及び町内に本社又は支社等が所在する法人又は団体に限ります。
- ・「経歴」、「農業経営の状況」、「推薦(応募)理由」を詳しく記入してください。
- ・枠内に記入できない場合には、別紙(任意様式)に記入して提出してください。
- ・「経歴」欄には、農業に関する経歴も記入してください。
- ・認定農業者該当の有無

※認定農業者とは、菰野町が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想で示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、その計画についての菰野町の認定を受けた農業者又は法人の役職員等です。

8. 募集期間

令和8年3月16日(月)9時 ~ 令和8年4月15日(水)16時30分

9. 提出及び問い合わせ先

〒510-1292

三重郡菰野町大字潤田1250番地

電話番号 059-391-1145

菰野町観光産業課(農業委員会事務局)

※令和8年4月15日(水)16時30分までに提出してください。

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に提出することは出来ません。

10. 情報の公表

推薦者、被推薦者及び応募者に関する情報は、募集期間の中間と期間の終了後に、町ホームページで公表します。

11. 選考方法、結果及び任命

募集人数を超えた場合その他必要と認める場合には、選考委員会等において面接等を行い、候補者を選考し、町長が選任のうえ、町議会の同意を得て町長が任命します。

選考結果については町ホームページで公表します。

12. その他

- ・推薦、応募に要する費用は、すべて申し込みをされた方の負担となります。
- ・提出された書類は、一切返却いたしません。
- ・追加の提出書類や説明を求める場合があります。
- ・ご不明な点等は、書類の作成、提出の前にお問い合わせください。
- ・提出する書類が2枚以上の場合は、ホッチキス止めしてください。